

## 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u></p> <p><u>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u></p> <p><u>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>